

個人情報取扱特記条項

(基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を履行するにあたり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項における次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人情報 本契約に基づき、発注者（以下「甲」という。）から提供された市民の氏名や住所など甲が管理する個人に属する情報をいう。
- (2) ログ コンピュータの利用状況の記録、又は利用状況を記録するファイルをいう。
- (3) 滅失等 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用をいう。

(個人情報の管理報告)

第3条 乙は、甲から個人情報の管理体制その他個人情報の適正な管理に関する事項について報告の求めがあったときは、回答しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、本契約による業務の実施により、知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失等の防止等に関する義務)

第5条 乙は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第6条 乙は、本契約に係る委託業務の目的以外に個人情報を利用してはならない。

- 2 乙は、業務に関連して知り得た個人情報を、本契約に係る委託業務（以下、「委託業務」という）の実施に必要な範囲外の第三者に開示、公表、及び配布等をしてはならない。但し、甲から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

(個人情報処理の再委託の禁止または制限)

第7条 乙は、本契約に係る個人情報処理の全部又は一部を第三者に委託、又は請け負わせてはならない。但し、甲から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 乙が第三者に委託業務の全部又は一部を請け負わせる場合、乙は甲に対し当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第8条 乙は、個人情報を委託業務の目的以外で複写及び複製してはならない。

- 2 乙は、委託業務の目的の範囲内であっても、複写または複製を業務遂行の必要最小限に止めなければならない。

(個人情報の管理に関する監査の受忍義務)

第9条 甲は、いつでも乙に対して個人情報の管理状況を監査する権限を有する。

2 甲は、必要と認める場合には、乙の事業所等に立ち入り、個人情報に係る安全管理措置等の遵守状況を監査することができる。

3 甲が乙に対して個人情報保護に関わる監査を実施する場合、乙は甲に協力しなければならない。

(従事者への周知義務)

第10条 乙は、本契約の業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(個人情報の滅失等の事故発生に関する報告義務)

第11条 乙は、滅失等があった場合は速やかに甲へ報告しなければならない。

2 前項の報告は、システムのログ等から特定した滅失等の発生原因と経緯を記載した書面を提出して行うものとする。

(個人情報に係る提供資料の返還義務)

第12条 乙は、委託業務が終了したとき又は甲の要求に応じて、個人情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破棄するものとする。提供資料が電子文書又は電磁的記録による場合の返却方法及び破棄処分の方法に関しては甲と乙が協議の上決定する。